



2021年2月12日

各 位

会 社 名 株式会社ブロンコビリー
 代表者名 代表取締役社長 竹 市 克 弘
 (コード番号 3091 東証第一部・名証第一部)
 問合せ先 取締役経営企画部長 古 田 光 浩
 電 話 番 号 0 5 2 - 8 5 6 - 4 1 2 9

株式報酬型ストック・オプションの内容変更に関するお知らせ

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、2016年3月17日開催の第34期定時株主総会にて発行決議された取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションの発行条件等の変更について、2021年3月18日開催予定の第39期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。その他の付議する議案につきましては、本日公表の「第39期定時株主総会招集及び議案決定に関するお知らせ」を参照ください。

記

1. 変更理由

本日公表の「執行役員制度の導入に関するお知らせ」の通り、当社は業務執行機能を強化しつつ、取締役会の活性化と監督機能強化をすることにより、コーポレートガバナンスの向上を図るとともに、経営環境の急速な変化に迅速かつ的確に対応することを目的として執行役員制度を導入することといたしました。

発行時に決議された新株予約権の内容（5）において、行使の条件として「当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できる」旨定められておりますが、今般の執行役員制度導入に伴い取締役が執行役員に就任した場合においてもその資格を喪失せず、その退任時に行使することができるよう変更を行うものであります。

2. 変更内容（変更箇所には下線を付して表示しております。）

変更前	変更後
(5) 新株予約権の行使の主な条件 新株予約権者は、上記（4）の期間内において、 <u>当社の取締役の地位</u> を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものといたします。	(5) 新株予約権の行使の主な条件 新株予約権者は、上記（4）の期間内において、 <u>当社の取締役および執行役員のいずれの地位も</u> 喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものといたします。

第39期定時株主総会において、第3号議案「株式報酬型ストック・オプションの内容変更の件」が承認可決された場合、既に発行された第1回から第5回までの各新株予約権の発行要領における新株予約権行使の条件も変更されるものとし、あわせて各新株予約権の割当先との間で速やかに、各新株予約権の変更内容を反映させるべく、それぞれの新株予約権割当契約書に定める方式に従い、所定の手続きを行う予定であります。

なお、現在の取締役（社外取締役を除く）は6名であり、第39期定時株主総会において、第1号議案「取締役7名選任の件」が原案通り承認可決されますと、5名（社外取締役を除く）となります。

以 上